

お お し ま だ ち く か っ せ い か け い か く  
大 島 田 地 区 活 性 化 計 画

広島県  
広島県北広島町

平成21年10月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大島田地区活性化計画						
都道府県名	広島県	市町村名	北広島町	地区名	大島田	計画期間	平成22年度～平成24年度

## 目 標 :

基盤整備(農業用排水施設・暗渠排水)を行うことにより、農用地の集積を促進し、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上を図ることで地域農業の活性化及び担い手の育成を図り、定住人口の減少率を抑制させる(△0.79%→△0.70%)。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

北広島町は、広島県の北西部のほぼ中央部に位置し、北及び西は中国山地の山々が連なっている。北及び西は島根県、東は安芸高田市、南は広島市や安芸太田町に接している。町の南東部の千代田地域に位置する大島田地区は、江の川水系の冠川沿いにまとまった平地が盆地状に開け、なだらかな丘陵地も存在する。広島市場近郊産地としての立地条件を活かし、稲作を主体として大豆・野菜等の複合農業が営まれてきたが、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化・担い手不足による耕作放棄地の増加が懸念されている。

### 現状と課題

大島田地区では水稲中心の農業が営まれてきたが、農業従事者の高齢化と後継者不足により、地域農業活力が低下してきている。当地区の戸当り平均耕作面積は30a未満と小さい。区画整理は整備済で一部を農業集落法人が農地を集積し営農しているが、依然として個別経営による農業機械などの過剰投資が課題となっている。また耕作放棄による農地の荒廃も危惧されている。今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。また、農業用排水路が老朽化し、補修等の維持管理に多大な労力を費やしている。ほ場も湿田が多く、畑作への転換も阻害されている状況である。

### 今後の展開方向等

本地区では基盤整備(農業用排水施設整備・暗渠排水)の実施により、営農に係る経費節減や畑作物への転換で、農業生産性の向上を図り、農業集落法人等担い手への農地の集積を促進し、農業経営の効率化により、産業として自立した農業の構築を図る。この取り組みによって、営農意欲のある担い手の人材育成を図り、農業が継続して健全に行われることによって、地域が活性化され、定住人口の減少率を抑制させる(△0.79%→△0.70%)ことを目指す。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
北広島町	大島田地区	基盤整備(農業用排水施設)	北広島町	有	イ	
〃	〃	基盤整備(暗渠排水)	〃	〃	〃	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

大島田地区(広島県北広島町)	区域面積	2698.7ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 当該地区の総面積2698.7haのうち農林地面積は2110.0ha(農地214.3ha, 山林1895.7ha)で78.2%を占め、全体世帯数の28.4%が農家である。以上から、当該地域において農業が重要な役割を担っていると判断した。 ※H21北広島町農家台帳システムより ※H2003森林簿より</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 当地区の人口は平成17年4月は1,767人であったが、平成21年4月では1,753人となり、人口で14人(△0.79%)減となっている。 農業従事者の高齢化や担い手不足から、定住促進が当該地域の活性化にとって必要不可欠である。また、北広島農業振興地域整備計画や千代田地域水田農業ビジョンと連携が図られており、農山漁村活性化における重点地域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 国道沿いは商店等が点在し、当地区の一部では住居の近い地域もあるが、場所によっては民家間が100m以上離れている地域も多く、市街地を形成している地域は無い。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了年度の翌年度(H25)には、住民基本台帳を基に地区内の人口について把握した上で、町及び県が目標達成状況の検証を行い、評価の妥当性について第三者への意見聴取を行う。

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 広島県 大島田地区 活性化計画区域図

1:50000



大島田地区

大島田地区  
活性化区域面積 A=2698.7ha

凡 例	
	国 道
	主要地方
	活性化計画区域
	受 益 地

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん 広島県(代表)  ひろしまけん きたひろしまちょう 広島県北広島町	平成22年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県農林水産局農林整備部農業基盤課	082-513-3655	082-228-1301	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp
北広島町建設課	0826-72-0860	0826-72-5242	nourin@town.kitahiroshima.lg.jp

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	15.1ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>設定する目標は、本地域の基幹的産業である農業について、農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保されることにより、農業生産の効率化を行うことで法人等の農業経営も安定化される。これを核として地域の発展を図ることにより、定住等の促進に資する。</p>		
	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		



### Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

#### 1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠及び農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

#### 2 農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)

優先枠	交付対象事業と併せて実施される関連事業		関連施策と交付対象事業との関連性及び併せ行うことにより期待される効果
	施策の名称	所管省庁	
農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)			





(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	広島県、北広島町		
計画期間 実施期間	H22～H24 H22	総事業費(交付金)	31,000千円(17,050千円)

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を目標としており、基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	北広島農業振興地域整備計画と連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本地域振興会(S53設立)において受益者及び地域住民の合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	農事組合法人別所千坊(H14設立)において受益者及び地域住民の推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農地の利用集積を図ることによって、効率的な農業経営を実現し、営農意欲のある若い人材の育成を図り、地域の活性化を目指すことにより減少傾向にある定住人口の抑制につながる。
計画期間・実施期間は適切か	○	更新事業であり事業内容及び事業量を勘案し、適当であると判断した。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費31,000千円のうち17,050千円(55%)、事務費650千円のうち325千円(50%)であり、限度額範囲内である。

### 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成22年度新規申請である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金交付規則により算定している。 農業用排水路において、鉄筋コンクリート水路の耐用年数は30年であり、5年以上のものである。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比 1.12 ≥ 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	受益面積15.1haで、農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地であり、事業実施主体は北広島町であることから、実施要綱等に定める基準(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は、北広島町である。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	農林水産省土地改良工事積算基準に準拠し、積算を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	再生資材を利用することによりコスト縮減に努める。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	水路等の用地はすでに水路用地として町有地となっている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	町の重点施策に位置付けられており、十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	

他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	
-----------------------------------	---	--